



6

令和6年6月15日 発行

第78巻 第6号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)

発行人

岡田 康 浩

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <https://www.olsa.or.jp>



カブトガニ博物館(笠岡市) (写真提供：公益社団法人岡山県観光連盟)



目次

Jun. 2024

行政の動き

- 〈STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン〉 7
- 「賃金構造基本統計調査」へのご協力をお願いします・11
令和6年度 不妊治療と仕事との両立を支援する12
- 助成金のご案内
- フリーランスの取引に関する新しい法律ができました14

- 会長退任・就任のご挨拶 2
- 第13回定時総会を開催 3
- 第37回岡山県ゼロ災運動研究集会開催のご案内 8
- 全国安全週間10

協会より

- 労働災害-統計- 16

岡山県労働基準協会 会長退任・就任のご挨拶



前 岡山県労働基準協会 会長 晝田 眞三

会長退任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

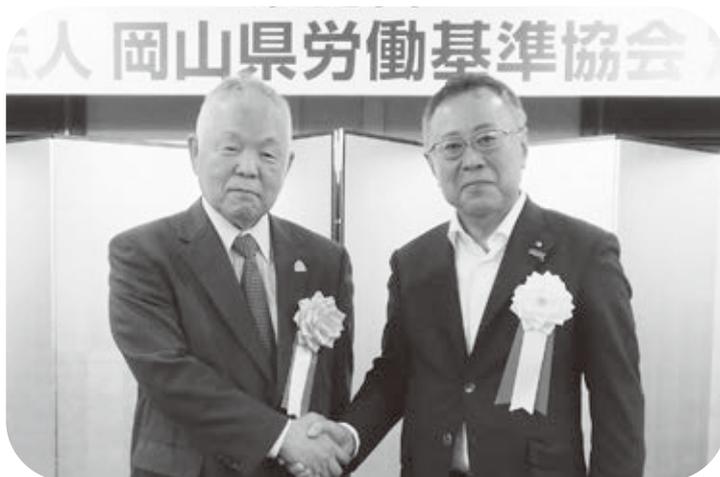
平成14年5月から理事を拝命しておりましたところ、平成22年5月の総会において会長に就任し、以来14年間の長きにわたり、皆さまのお力添えを賜りながら会長の大任を果たすことができました。心より感謝申し上げます。

振り返りますと、会長就任時はリーマンショックによる不況からの出口を模索していた時期でしたが、その後も「働き方改革の普及定着」、「労働災害防止対策の推進」など次々と対応すべき重点課題がございました。コロナ禍という逆風の吹き荒れる時期もございましたが、そうした中でもこれらの課題に皆さまのご協力のもと、協会として積極的に対応でき、一定の成果を得られたのではないかと考えており、重ねて感謝申し上げます次第です。

この間、協会内部においては財務面の安定化やコンプライアンスの一層の徹底を図ってまいりました。また、一般社団法人へ移行後は、当協会に課せられた公益事業推進などの新たな役割を果たすことにも注力してまいりました。

そうした当協会の事業活動が会員の皆さま、地域の皆さまのニーズにお応えできたことはこの上ない喜びであります。

結びに、会長としての職務遂行に当たって、私を支えていただいた事務局職員の皆さま、役員の方々に心より感謝申し上げますとともに、関係の皆さまの今後のご健勝を祈念して、退任のご挨拶とさせていただきます。



岡山県労働基準協会 会長 荒木 雷太

去る5月31日に開催された第13回定時総会及び第45回理事会で晝田前会長の後任として会長に選出されました。

大変な重責を担うこととなりましたので、微力ではございますが、協会の一層の発展に向けて精一杯力を尽くしてまいりたいと存じます。

皆さまご承知のとおり当協会に求められるものは、時代とともに質・量がダイナミックに変化する上、その重要度も増しております。

「働き方改革の周知」、「第14次労働災害防止計画の推進」、「高齢化時代を迎える中での健診事業や作業環境測定事業等を通じた労働者の健康の確保」などです。

事業運営を取り巻く課題に適切に対応するためには、計画的な施設や拠点整備も重要です。

晝田前会長の時代に着手された県北部・南部の新たな教習拠点整備やDX化の一環としてのサテライト講習設備の整備などに引き続き取り組み、労働基準に関する良質なサービスの提供に努めてまいります。

こうした取組を通じて、働きやすい労働環境の構築や労働災害の防止を図り、地域社会に貢献できるよう頑張っていきたいと思っておりますので、皆さまにはこれまで同様のご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

第13回定時総会を開催

第13回一般社団法人岡山県労働基準協会定時総会は、5月31日(金)ホテルグランヴィア岡山において、森實岡山労働局長をはじめとする来賓のご臨席及び会員多数のご出席のもと開催されました。

晝田会長の開会挨拶の後、議事に入り、事務局より令和5年度事業を報告するとともに、令和5年度計算書類が承認されました。続いて、公益目的支出計画の実施状況、令和6年度事業計画及び収支予算が報告されました。

次に、本年は役員改選期にあたり、17名の理事と監事3名の選出の後、晝田会長の退任の意向を受け、理事の互選により、荒木新会長をはじめ別記の新役員が選任されました。

荒木新会長、中島雄新副会長、下川新副会長の紹介と挨拶が行われた後、来賓を代表して森實労働局長から祝辞いただきました。

総会終了後、永年当協会の発展に貢献された理事や講師へ感謝状の贈呈を行うとともに、安全衛生管理優良事業場等の表彰を行いました。



新役員及び被表彰者等は次のとおり。

▽新役員

《顧問》

中島 博 (ナカシマホールディングス株式会社
代表取締役会長)

晝田 眞三 (ヒルタ工業株式会社代表取締役会長)

《会長》

荒木 雷太 (株式会社荒木組代表取締役)

《副会長》

中島 雄一 (三菱自動車工業株式会社水島製作所
副所長)

下川 公博 (日比製煉株式会社日比製煉所長)

《専務理事》

岡田 康浩 (一般社団法人岡山県労働基準協会運営
最高責任者)

《理事》

小川 充彦 (一般社団法人岡山県労働基準協会事務
局長)

中島 英晶 (ナカシマプロペラ株式会社専務取締役)

馬屋原 章 (岡山県貨物運送株式会社取締役副社長)

小橋 俊文 (株式会社クラレ倉敷事業所長)

堀澤 輝雄 (JEFスチール株式会社専務執行役員
西日本製鉄所倉敷地区所長)

角南 博和 (角南被服有限会社代表取締役)

柴田 和正 (日本植生株式会社代表取締役会長)

苅田 善嗣 (津山ガス株式会社取締役社長)

岡本 龍二 (タカヤ株式会社代表取締役社長)

飛田 厚 (エスタカヤ電子工業株式会社専務取締役)

昼田 哲士 (ヒルタ工業株式会社取締役副会長)

藤谷 信吾 (品川リフラクトリーズ株式会社耐火物
事業本部生産部門岡山工場長)

岡崎 平 (株式会社自光モーターズ代表取締役)

《監事》

鴨井 尚志 (カモ井加工紙株式会社代表取締役社長)

長田 豊生 (株式会社中国銀行執行役員津山支店長・
美作地区本部長)

山本 哲司 (株式会社天満屋執行役員)

▽感謝状贈呈者

晝田 眞三 氏 (ヒルタ工業株式会社代表取締役会長)

須江 英典 氏 (株式会社すえ木工代表取締役会長)

藤澤 進市 氏 (一般社団法人岡山県労働基準協会 講師)

三宅 威美 氏 (一般社団法人岡山県労働基準協会 講師)

矢野 明 氏 (一般社団法人岡山県労働基準協会 講師)

横張 幸男 氏 (一般社団法人岡山県労働基準協会 講師)

▽安全衛生管理優良表彰

優良賞 有限会社栄伸工業

功績賞 森田 宣親 氏 (JFEプラントエンジ株式
会社倉敷事業所)

// 赤松 克俊 氏 (株式会社三石ハイセラム)

一般社団法人岡山県労働基準協会 役員紹介



会長
岡山支部長
荒木 雷太



副会長
倉敷支部長
中島 雄一



副会長
玉野支部長
下川 公博



児島支部長
角南 博和



津山支部長
柴田 和正



笠岡支部長
岡本 龍二



和気支部長
藤谷 信吾



新見支部長
岡崎 平

感謝状贈呈者



書田真三氏



須江英典氏



(左より) 三宅威美氏 矢野明氏

優良賞受賞者



有限会社栄伸工業様

功績賞受賞者



森田宣親氏

令和5年度 事業報告書

I 会員の状況

当期末 7,085 会員

II 事業の状況

1 労働災害防止活動事業【実施事業】

- (1) 労働災害防止対策に関する事業の実施
- (2) 安全衛生管理水準の向上に関する事業の実施
- (3) 「岡山地方産業安全衛生大会」及び「岡山県ゼロ災運動研究集会」等の開催
- (4) 各災害防止協議会による自主的労働災害防止活動の推進
 - ① プレス災害防止協議会
 - ② プレス・機械金属災害防止協議会
 - ③ 機械金属災害防止協議会

2 普及推進（啓発）指導事業【実施事業】

- (1) 労働基準法等関係法令の普及啓発及び指導に関する事業の推進
- (2) 労働安全衛生法等関係法令の普及啓発及び指導に関する事業の推進
- (3) パート・有期労働法及び労働契約法等関係法令の普及啓発及び指導に関する事業の推進
- (4) 「岡山労働基準弘報」及び各種資料の配布等による広報活動に関する事業の推進
- (5) その他、事業推進に関連する関係法令の普及啓発及び指導に関する事業の推進

3 相談指導事業【実施事業】

- (1) 労務管理、安全衛生相談日の開設（毎週火曜日及び木曜日）
- (2) 労務管理、労働福祉の改善及び向上に関する事業の推進
- (3) 産業安全、労働衛生の改善及び向上に関する事業の推進
- (4) 職場環境の快適化の推進に関する事業の推進
- (5) 協議会、交流会活動等に関する事業の推進

4 講習・教育事業

- (1) 地域のニーズに沿った技能講習及び安全衛生教育等の開催と教育内容の充実
1,016回開催 26,543名受講
- (2) 職業能力開発促進法による認定職業訓練及びその他職業訓練に関する事業の推進
- (3) 会員事業場の労務管理及び安全衛生管理水準の向上に資する講習会の開催

5 健康診断等事業

- (1) 産業医及び健康診断等に関する事業の推進
- (2) 労働衛生センターの積極的活用
- (3) マスクフィットテストに関する事業の推進

6 産業医事業

- (1) 産業医活動等に関する事業推進

7 作業環境測定事業

- (1) 作業環境測定等に関する事業推進

8 健康教育・保健指導事業【実施事業】

- (1) 労働者の健康の保持増進に関する事業の推進

9 事務受託事業

- (1) 労働保険事務組合等の受託業務に関する事業の推進
 - ① 6支部において労働保険事務組合を運営
- (2) 法定外労災保険等の普及に関する事業の推進
- (3) その他の事務受託に関する事業の推進
 - ① 中小企業退職金共済制度 委託事業主団体
 - ② 地域安全衛生広報活動事業
 - ③ 中小規模事業場安全衛生相談事業

10 資料等頒布事業

- (1) 書籍及び各種用品類等の物品販売に関する事業の推進

11 運営及び組織の基盤強化

- (1) 会員組織の拡大と会員サービスの向上
- (2) 安定した協会運営と活性化
- (3) 事務局体制の改善強化と内部監査体制の確立

- (4) 親切で迅速な対応と窓口相談体制の充実
 - (5) IT化の推進とホームページの充実
 - (6) 岡山県安全衛生会館の機能充実と効率的な運営
- 12 関係団体等との積極的連携
- (1) 中央労働災害防止協会の事業運営に協力
 - (2) 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会岡山県支部の事業運営に協力
 - (3) 一般社団法人岡山県火災類保安協会の事業運営に協力
 - (4) その他の関係団体等との積極的連携

Ⅲ 役員会等に関する事項

- 1 定時総会の開催
- (1) 第12回定時総会 令和5年5月29日(月曜日)
- 2 監事会及び理事会並びに幹事会の開催
- (1) 監事会 令和5年4月26日(水曜日)
 - (2) 第41回理事会及び令和5年度第1回幹事会 令和5年5月8日(月曜日)
 - (3) 第42回理事会及び令和5年度第2回幹事会 令和5年10月30日(月曜日)
 - (4) 第43回理事会及び令和5年度第3回幹事会 令和6年3月25日(月曜日)

Ⅳ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

業務の適正を確保するための体制を第22回理事会(平成30年3月26日開催)において決議し、体制を構築している。

- (1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (3) 損失の危険の管理に関する体制
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (6) 理事及び役職員が監事への報告に関する体制

資産の概要
(令和5年度)

(単位:万円)

流動資産 56,605	流動負債 16,705
	固定負債 12,956
固定資産 240,634	正味財産 267,578

正味財産の概要
(令和5年度)

当期正味財産増減額	6,556
正味財産期首残高	261,022
正味財産期末残高	267,578

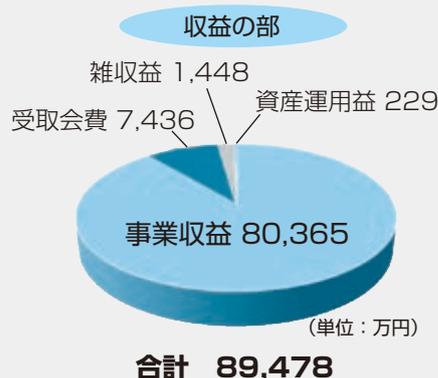
(単位:万円)



収支予算の概要
(令和6年度)

当期正味財産増減額	1,537
正味財産期首残高	267,578
正味財産期末残高	269,115

(単位:万円)



《STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン》

— 熱中症対策は暑くなる前からの準備が大事! —

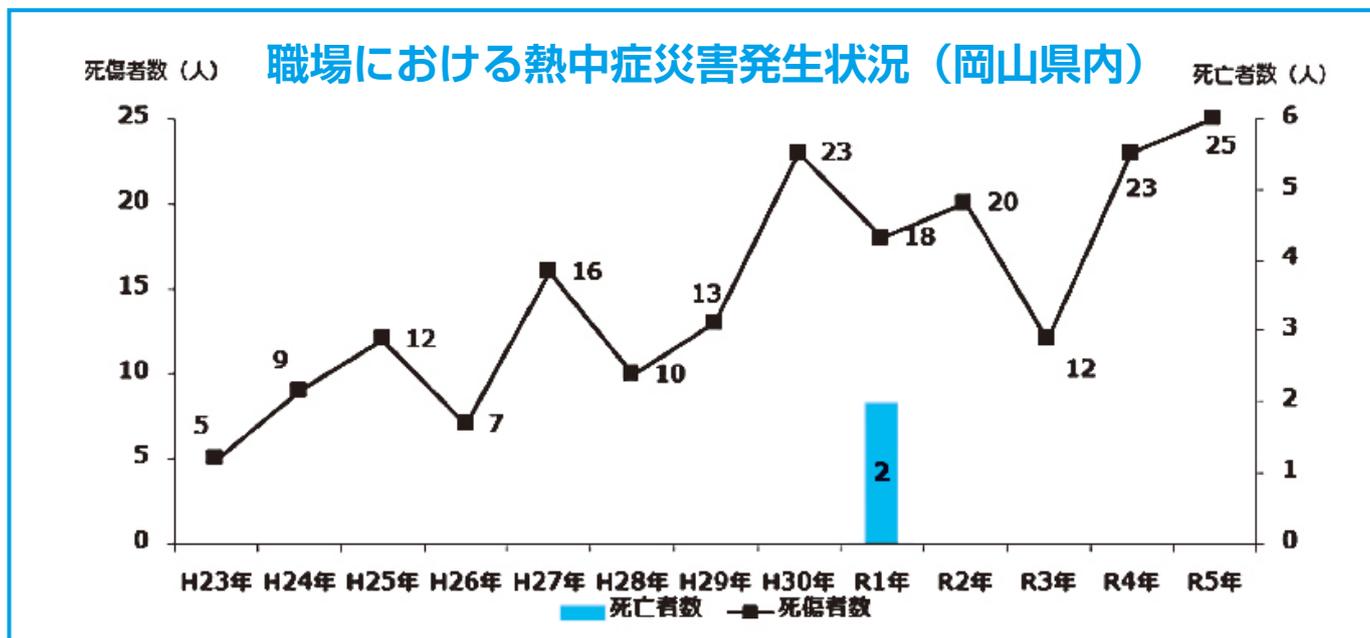
岡山労働局（局長 森實久美子）は、職場における熱中症を防止するため、令和6年も

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

〔実施期間：令和6年5月から9月 重点取組期間：令和6年7月〕

を実施します。

- ◎令和5年度の岡山県の職場における熱中症による休業4日以上死傷者数は2人増の25人となり過去10年で最多となりました。死亡者数は0人であり、4年連続の0人となっています。
- ◎業種別では、製造業6人、運輸交通業5人、商業4人、建設業2人、農林業2人等となっています。
- ◎令和5年の岡山県の災害事例としては、屋外作業を行った後帰宅し自宅で熱中症で倒れたもの、水分は十分に飲んでいただけにもかかわらず工場内での作業中に熱中症の症状を発症したものなどがありました。
- ◎また、18時台から翌朝8時まで夜間から深夜、早朝時間帯に計7件の熱中症による災害が発生していることも特徴的な状況となっています。近年は、夏季を中心に夜間でも気温が下がらない日が多く、時間帯を問わず、暑さ指数の把握やこれに基づく対策を徹底する必要があります。
- ◎事業場においては、暑さ指数（WBGT）の把握と指数に応じた対策の適切な実施、作業管理者及び労働者に熱中症の対策を行うこと、衛生管理者などを中心とする事業場の管理体制を整え、発症・緊急時措置の準備状況を確認しておくことなどを重点とし、熱中症による災害防止に心がけてください。



令和6年 年間標語

小さなヒヤリも 大事な気づき 声に出して災害ゼロ

第37回 岡山県ゼロ災運動研究集会開催のご案内

事業者 殿

一般社団法人岡山県労働基準協会
安全衛生委員会

<https://www.olsa.or.jp>

各事業者におかれましては、「ゼロ災害、ゼロ疾病」をめざして日夜ご努力をいただいているところであります。当協会では、今年度も各企業におきますゼロ災活動を積極的にバックアップするため標記研究集会を企画いたしました。多数の方のご参加を心よりお待ちしております。

記

1. 日 時 令和6年8月28日(水)
13:30~16:00 (受付13:00~)
2. 会 場 水島愛あいサロン
(倉敷市水島東千鳥町1-50)
3. 参加費 1名 2,200円 (資料代、消費税込)
4. 対象者 事業場の安全衛生担当者、管理・監督者、
グループリーダー 等
5. 定 員 200名



時 間	テ ー マ	講 師 等
13:30	ゼロ災コール	安全衛生委員会 委員
	開会あいさつ	
13:40~14:10	講演 「最近の労働安全衛生行政から」	岡山労働局 労働基準部 健康安全課長 貞 宗 恵 治 氏
14:10~14:25	休 憩	
14:25~15:55	特別講演 「人間工学から考える ヒューマンエラーの防止」	川崎医療福祉大学 名誉教授 労働安全衛生コンサルタント 田 口 豊 郁 氏
16:00	閉会あいさつ	安全衛生委員会 委員

6. 申込方法 ①インターネット申込
 当協会ホームページからお申し込みください。

②窓口・FAX申込
 参加申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

7. その他 受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。
 キャンセルの場合、講習前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,100円+振込手数料を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、集会当日に欠席の場合は参加費の返金はいたしません。

8. 窓口申込先 一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支部名	所在地	TEL番号	FAX番号
岡山支部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086)221-2160	(086)227-1047
倉敷支部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086)422-6230	(086)426-6521
玉野支部	〒706-0002 玉野市築港3-1-15	(0863)21-2349	(0863)21-3334
児島支部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086)473-1811	(086)473-1870
津山支部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868)22-5454	(0868)25-2260
笠岡支部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865)63-3718	(0865)63-3735
和気支部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869)92-0876	(0869)92-0899
新見支部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867)72-0338	(0867)72-0317
安全衛生会館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086)282-6532	(086)282-6506

(様式)

*4010

第37回 岡山県ゼロ災運動研究集会 参加申込書

※受付	氏名 (フリガナ)	※受付	氏名 (フリガナ)
	()		()
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()		参加費 名分 円 を 月 日に ①下記口座へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人 岡山県労働基準協会 ②窓口へ持参 ※※当日はご遠慮ください※※
所在地	〒	都道 市 府県 郡 区	
ご担当者 職氏名			
ご連絡先	TEL () - FAX () - メール		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本集会の的確な実施のためにのみ使用します。

第97回

全国安全週間

期 間：令和6年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間：令和6年6月1日(土)～30日(日)】

..... スローガン

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全

■ 実施者の実施事項

①安全衛生活動の推進

- ア. 安全衛生管理体制の確立
- イ. 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ウ. 自主的な安全衛生活動の促進
- エ. リスクアセスメントの実施
- オ. その他の取組

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ア. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- イ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ウ. 建設業における労働災害防止対策
- エ. 製造業における労働災害防止対策
- オ. 林業における労働災害防止対策

③業種横断的な労働災害防止対策

- ア. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- イ. 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ウ. 交通労働災害防止対策
- エ. 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- オ. 業務請負等他者の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

「賃金構造基本統計調査」へのご協力をお願いします

毎年7月、賃金構造基本統計調査が全国一斉に実施されます。

事業場の労働者数、労働者の属性、6月分の賃金額（総支給、時間外手当、前年の賞与）、労働時間数などについてご回答頂くものです。

調査の趣旨、重要性をご理解いただき、調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

- ・この調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。
- ・民営は5人以上、公営は10人以上の常用労働者を雇用する事業所から、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象としています。
- ・民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定や労災保険の給付額算定の資料として、また、雇用・労働に係る国の政策検討の基礎資料として活用されています。

問合せ先

岡山労働局賃金室

電話086-225-2014

厚生労働省ホームページ（「賃金構造基本統計調査」で検索）もご利用下さい。

労働調査会の定期刊行誌

いち早く、労働行政関連情報を手に入れるなら、労働調査会の定期刊行誌！ご希望の方には、無料で見本誌を差し上げています。



労働安全衛生広報

発行 月2回(1日・15日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/64頁
年間購読
会費 税込価格 67,320円



先見労務管理

発行 月2回(10日・25日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/64頁
年間購読
会費 税込価格 67,320円



労働基準広報

発行 月3回(1日・11日・21日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/56頁
年間購読
会費 税込価格 67,320円

★お申し込みは、最寄りの一般社団法人岡山県労働基準協会・各支部へ!!

労働調査会 関西支社 <https://www.chosakai.co.jp>
大阪市西区阿波座2丁目2-18 TEL.06-6541-3045 〒550-0011

三井造船特機エンジニアリング株式会社 マリン・メンテ事業部

取締役事業部長 三島 利文

〒706-8651
岡山県玉野市玉3丁目1番1号
TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1
TEL(0865) 65-0311(代)
FAX(0865) 65-0460



菱自梱包株式会社

代表取締役社長 亀岡 義男

〒712-8003 倉敷市水島明神町7番20号
TEL : 086-444-5800 FAX : 086-444-1531



弁護士法人 太陽綜合法律事務所 TAIYO SOGO LAW FIRM P.C.

岡山県労働基準協会顧問弁護士（岡山弁護士会所属）
代表弁護士 近藤 弦之介 代表弁護士 藤原 健 補
〒700-0901
岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル2階
TEL(086)224-8338(代) FAX(086)224-7555

税理士

たけ だ やす お
武 田 育 男

〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号
TEL : 086-231-1227

あなたの心で運ぶハート引越便



オカケン

岡山県貨物運送株式会社

代表取締役社長 原田和充
〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号
TEL (086)252-2111(代)
ホームページ <https://www.okaken.co.jp>



労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時

(12:00~13:00を除く)

会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。お気軽にご相談下さい。

TEL(086)225-4538

※右記以外の日程または来所をご希望の方は、事前にご連絡下さい。

事業主の皆さまへ

令和6年度 **不妊治療と仕事との両立を支援する助成金のご案内****なぜ、両立支援が必要なのでしょう。**

- 不妊治（生殖補助医療）により出生する子どもは約7万人で、11.6人に1人の割合になっています。
 - 不妊治療と仕事との両立ができなかった方は4人に1人（26.1%）です。
 - 両立に困難を感じる理由には、**通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさ**があります。
 - 労働者の中には、**治療を受けていることを職場に知られたくない**方もいます。職場内では、**不妊治療についての認識があまり浸透していない**こともあります。
- ⇒ **企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められます。**
- ⇒ **企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められます。**

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。

支給対象となる事業主

次の①～⑥のいずれか又は複数の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主

- ① 不妊治療のための休暇制度（多目的・特定目的とも可）
- ② 所定外労働制限制度 ③ 時差出勤制度 ④ 短時間勤務制度
- ⑤ フレックスタイム制 ⑥テレワーク

申請のステップ

両立を支援する旨の企業トップの方針の周知 ⇒ 社内ニーズ調査 ⇒ 就業規則等の規定・周知
⇒ 両立支援担当者の選任
⇒ 労働者との面談・「不妊治療両立支援プラン」の策定

支給額**A 「環境整備、休暇の取得等」**

最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用
30万円

B 「長期休暇の加算」

Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得
30万円

※A・Bとも1事業主あたり1回限りの支給

なお、「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」（生産性を向上させ、労働時間の縮減、年次有給休暇の取得や不妊治療のための休暇制度の導入等を実施した中小企業事業主の皆さまを支援する助成金）もあります。

● 助成金の支給要件の詳細や具体的な手続き、各種申請書のダウンロードはこちら
〈支給申請の手引き〉 001243188.pdf (mhlw.go.jp)



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。また、振込先、口座番号、その他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

不妊治療と仕事との両立支援策

●不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定します(令和4年4月～)

「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」等制度があります。この制度は、次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみんにそれぞれ「プラス」認定を追加するもので、「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」と称します。

○認定基準

1. 次の(1)及び(2)の制度を設けていること(※1)

- (1)不妊治療のための休暇制度(不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く)
- (2)不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度

○半日又は時間単位の年次有給休暇

○所定外労働制限制度 ○時差出勤制度

○フレックスタイム制 ○短時間勤務制度 ○テレワーク

2. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する企業トップの方針を示し、講じている措置の内容とともに労働者に周知していること(※2)

3. 不妊治療と仕事との両立に関する研修(※3)その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること

4. 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者(両立支援担当者)を選任し、労働者に周知していること



※1 就業規則の規定例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127218.pdf>

※2 企業トップによる方針の周知例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000930524.pdf>

※3 研修の実施例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127224.pdf>



●不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル

企業向けの制度導入マニュアルです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073885.pdf>

●不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック

本人・上司・同僚の方向けに不妊治療の内容や職場での配慮のポイントを紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073887.pdf>

●不妊治療と仕事との両立のために(厚生労働省HP)

不妊治療と仕事との両立について、各種情報を提供しています。

有識者による講演をオンラインで配信(無料)しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



不妊治療と仕事との両立についての詳細な情報は、こちらにお問い合わせください。

受付8:30~17:15(土・日・祝日を除く)



岡山労働局雇用環境・均等室

電話 086-224-7639 (助成金について)

086-225-2017 (くるみん認定について)

フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行される予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

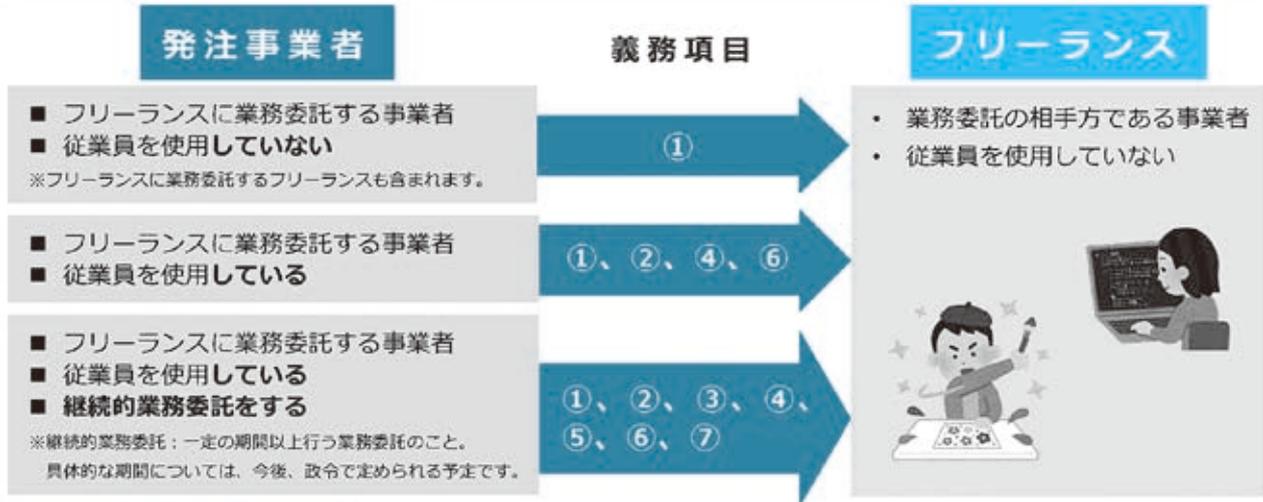
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上以上の雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 詳細な法律の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省
までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

